(イ)　製造の方法の基準

*Schizosaccharomyces pombe*に属する菌株を宿主としたフィターゼ生産組換え体を培養し、培養を終了した後、培養物をろ過し、又は水で抽出した後、ろ過して菌体を除去し、さらに、ろ液を濃縮して製造すること。

(ウ)　保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(エ)　表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第１位まで）を記載すること。

イ　製剤（その１　液状）

(ア)　成分規格

本品は、フィターゼ(その２の(3))製造用原体に、塩化ナトリウム、クエン酸及びソルビトールを混和した水溶性液状物である。

酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170％を含む。

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第１法により試験を行う。ただし、「操作法」の項中、「試料の最大酵素活性を示すpHに調整した0.005mol／L酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液」とあるのは、「試料の最大酵素活性を示すpHに調整した0.2mol／L酢酸・酢酸ナトリウム１L当たり、ポリソルベート20を0.1ｇの割合で含む緩衝液」と読み替えるものとする。

(イ)　保存の方法の基準

フィターゼ（その２の(3)）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(ウ)　表示の基準

フィターゼ（その２の(3)）製造用原体の表示の基準を準用する。

ウ　製剤（その２）

(ア)　成分規格

本品は、フィターゼ(その２の(3))製造用原体に、必要に応じて、ポリビニルアルコールの水溶液を加え、さらに、硫酸ナトリウム及び賦形物質を加えて混和し若しくは造粒し、又はクエン酸、小麦粉及びプロピオン酸カルシウムを混和した小片、粉末又は粒子である。

酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170％を含む。

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第１法により試験を行う。ただし、「操作法」の項中、「試料の最大酵素活性を示すpHに調整した0.005mol／L酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液を加えて溶かし、」とあるのは、「試料の最大酵素活性を示すpHに調整した0.2mol／L酢酸・酢酸ナトリウム１L当たり、ポリソルベート20を0.1ｇの割合で含む緩衝液を加えて氷中で60分間撹拌して溶かし、」と読み替えるものとする。

(イ)　保存の方法の基準

フィターゼ（その２の(3)）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(ウ)　表示の基準

フィターゼ（その２の(3)）製造用原体の表示の基準を準用する。

別表第２の８の(147)に次のように加える。

バチルス　サブチルス（その５）

ア　製造用原体

(ア)　成分規格

本品は、*Bacillus subtilis* JA-ZK株を増殖させ、凍結し、又は凍結乾燥した製造用種菌である。

由来　原株は、2000年に土壌から分離された*Bacillus subtilis* JA-ZK株である。

物理的・化学的性質　バチルス　サブチルス（その１）製造用原体の物理的・化学的性質と同じ。

確認試験　バチルス　サブチルス（その１）製造用原体の確認試験を準用する。

(イ)　保存の方法及び継代の基準

原株は、酵母エキス等を含む培地で継代し、−70℃以下で凍結保存し、又は凍結乾燥した後２～８℃で保存する。本品は、原株を同培地で増殖して小分けし、−70℃以下で凍結保存し、又は凍結乾燥した後２～８℃で保存する。原株の継代は10代以内とし、本品は継代してはならない。

イ　製剤

(ア)　成分規格

本品は、バチルス　サブチルス（その５）製造用原体を培養した後、菌体を集め、デンプンを加え、乾燥し、賦形物質を混和した粉末である。

含量　本品は、定量するとき、１ｇ中、表示量の10^{-1}～10^{2}倍個の生菌を含む。

確認試験　バチルス　サブチルス（その１）製剤の確認試験を準用する。

定量法

試料溶液の調製　希釈液として１号希釈液を用い、生菌剤定量法における試料溶液の調製に準じて１mL中に生菌を300～3,000個含む濃度に試料溶液を調製する。なお、試料原液は、75℃の水浴中で20分間加熱した後、冷却したものを用いる。

操作法　試験用寒天培地として馬脱繊維血液を加えない９号培地を用い、生菌剤定量法第２法により操作し、28～30℃で１～２日間培養する。

(イ)　製造の方法の基準

バチルス　サブチルス（その５）製造用原体を培養した後、菌体を集め、デンプンを加え、乾燥し、賦形物質を混和して製造すること。

(ウ)　保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第三号

アトラティウス・クレディト・イ・カウション・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第一号に掲げる外国保険業者の商号の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十六日

金融庁長官　森　　信親

外国保険業者の商号	アトラティウス・クレディト・イ・カウション・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス・エ・レアー・カウション・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス（旧商号　コンパニア・デ・セグロス・エ・レアション・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス）

○金融庁告示第四号

澤田ホールディングス株式会社が、平成二十八年十二月三十日付でエイチ・エス損害保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定により澤田ホールディングス株式会社の同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十六日

金融庁長官　森　　信親

○法務省告示第四十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十九年一月二十六日

法務大臣　金田　勝年

住所　東京都中央区勝どき６丁目３番２―1603号
巌平　昭和43年７月８日生

住所　東京都渋谷区本町４丁目42番９号
馬奕艷　昭和53年７月18日生
尹宸昱　平成17年６月28日生

住所　東京都渋谷区代々木５丁目36番13―301号
朴一恵　昭和59年８月４日生

住所　広島市西区福島町２丁目26番18―401号
朴洪実　昭和60年３月31日生

住所　東京都文京区大塚２丁目16番３―403号
洪龍起　昭和61年９月９日生

住所　東京都小金井市貫井南町２丁目９番21―208号
金一成　昭和31年５月17日生
李定枝　昭和36年７月23日生
金知夏　昭和63年６月18日生
金興明　平成３年２月８日生